

組合員のみなさまへ

免税軽油の正しい利用について

免税軽油は、地方税法の規定により「人・機械・用途」の3要件を全て満たした場合に軽油引取税の課税が免除されます。特に以下の点にご注意ください。

① 人（使用者）・・・免税軽油使用者証の交付を受けた者

こんな時は**事前**に手続きが必要です!

【経営移譲した】



【法人化した】



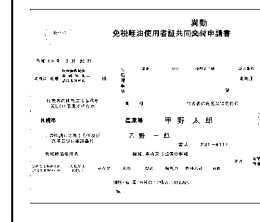
共同申請の場合

JAにて異動申請の作成・提出を行いますので、あらかじめご相談・ご連絡ください。

② 機械・・・あらかじめ登録してある機械

こんな時は**事前**に手続きが必要です!

【機械を購入した】 【エンジンを取り替えた】



いずれも事前手続きを忘れると・・・
変更時点から手続きが完了するまでの使用分は課税対象となります。

③ 用途・・・動力耕うん機等の農業に使用する機械の動力源

用途外の使用は法律で認められていません!

【ナンバー付トラックへの給油】



【自宅の除雪】



など



免税軽油と同時に購入する課税軽油は登録機械の道路走行分に相当しますので、登録以外の機械・車両への流用はできません。

その他:①免税軽油には使用期間があります。期間を過ぎて使用できません。



②機械等の消費実績を報告する義務があります。使用状況の正確な記録、ご提出をお願いします。



免税軽油に関するご相談は お近くのJA営農部まで